平成２３年（フ）第３５２号
奈良県磯城郡田原本町152番地の３
債務者　井上　正人
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
奈良県磯城郡田原本町152番地の３
債務者　井上　昌代（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
奈良県橿原市高殿町591番地の１アウローラ耳成Ａ―101、前住所大阪府羽曳野市島泉７丁目14番５号
債務者　持田　優一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚426番地１、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸347番地３
債務者　熊澤　芳子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚426番地１、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸347番地３
債務者　熊澤　利美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
函館市亀田港町25番４号
債務者　浦袖　富子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
山口県宇部市大字船木262番地29、旧住所山口県防府市大字田島1734番地
債務者　朝倉　信昭
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５５５号
静岡県浜松市西区舘山寺町2463番地　フジアパート
債務者　坂本　　登
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
山形県米沢市東１丁目６番101―６号
債務者　遠藤　純子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２３７号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2466番地の59
債務者　井達スサ子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２３８号
群馬県太田市岩瀬川町478番地１　岩瀬川市営住宅４―24号
債務者　尾花　静香（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２３９号
群馬県太田市高瀬町58番地２　コーキエントピア103号
債務者　茂木雄一郎
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７１６号
埼玉県狭山市富士見１丁目27番16号　ユーアイハイム富士見Ｃ―101
債務者　東梅　結花
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８３号
埼玉県坂戸市仲町13番地24　コーポミヤタ206号室
債務者　松永　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３９号
千葉県白井市根336番地の13　ペアフィールドＢ202号
債務者　滝田　朋子（旧姓金成）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３５４号
千葉県八街市八街ほ648番地３
債務者　藏本　　香（旧姓外川）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３５７号
千葉県成田市美郷台２丁目９番地８　ボナール101
債務者　高木　飛鳥（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部